

NSRR 許可基準規則への対応と後段規制との関係について

令和元年 11 月 11 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

原子炉設置変更許可申請書（以下「許可申請書」という。）と新規制基準適合確認に係る設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）との整合を図る観点で、許可申請書と後段規制の関係を整理した「NSRR 許可基準規則への対応と後段規制との関係」（別紙 2）を作成した。

許可申請書添付書類八別冊 9 「1.4 試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 29 年 9 月 11 日）への適合」に記載の適合のための設計方針に対する設工認の要否及び保安規定による対応の要否について整理した。

新規制基準対応として設工認申請が必要なもの（別紙 2 黄色塗りつぶし）については、「設工規則適合性要否表（NSRR）」の設備番号、設工認申請回、保安規定に基づく対応の要否とともに示している。

空欄の条文については、既往の設工認もしくは保安規定において対応しているまたは許可で評価済み（別紙 2 灰色塗りつぶし）である。

本整理において、追加で設工認申請が必要と判断したものは、

- ・放射性廃棄物の廃棄施設（照射物管理棟給排気設備のみ）
- ・管理区域外漏えい防止対策（廃液タンク水処理室、ドレンタンク室、燃料棟サンブ及びポンプ、制御棟サンブ及びポンプ）
- ・保管廃棄施設
- ・火災の感知及び消火、火災の影響軽減*
- ・森林火災対策（屋外消火栓）
- ・落雷対策（避雷設備（原子炉建家及び排気筒））

である。

火災の感知及び消火、火災の影響軽減については、令和元年 9 月 17 日に消火設備として申請している。

その他については、12 月上旬申請を目標に申請書作成中である。

NSRR 許可基準規則への対応と後段規制の関係

別紙2

令和元年11月11日

許可申請書での説明	設置変更許可申請		設工認申請				保安規定		後段規制区分	備考		
	設計、説明		具体的な設計				保安規定	下部規定へ				
	後段で対応	設備機器 運用による対応	設備機器	保安規定	No.	評価					申請回	
後段規制との関係												
第3条 試験研究用等原子炉施設の地震									②	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要		
第4条 地震による損傷の防止					※	○	その4 その5		①	※B、Cクラス機器が対象		
					※	○	その1		①	※Cクラス機器が対象		
第5条 津波による損傷の防止									—	許可書で評価済み(考慮不要)		
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止(自然現象)	洪水・降水								—	許可書で評価済み(考慮不要)		
	風(台風)対策								②	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要		
	竜巻対策					※ ロ-1~5 ト-1	○	その2 その4	○	①	※安全施設が対象	
	凍結対策								②	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要		
	積雪対策								②	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要		
	落雷対策					ヌ-37 ヌ-38		その7		①	追加設工認申請が必要	
	地滑り								—	許可書で評価済み(考慮不要)		
	火山の影響								—	許可書で評価済み(考慮不要)		
	生物学的事象								②	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要		
	森林火災対策						※ ロ-1~5 ト-1	○	その2 その4		①	※安全施設が対象
							※ ロ-1~5 ト-1	○	その2 その4	○	①	※安全施設が対象 草木の管理を行う
						ヌ-34		その7		①	追加設工認申請が必要	
自然現象の組合せ					※ ロ-1~5 ト-1	○	その2 その4		①	※安全施設が対象		
第7条 試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	飛来物(航空機墜落等)								—	許可書で評価済み(考慮不要)		
	ダムの崩壊								—	許可書で評価済み(考慮不要)		
	爆発対策					※ ロ-1~5 ト-1	○	その2 その4	○	①	※安全施設が対象	
	近隣工場の火災への対策						※ ロ-1~5 ト-1	○	その2 その4	○	①	※安全施設が対象
							※ ロ-1~5 ト-1	○	その2 その4	○	①	※安全施設が対象
	有毒ガス								—	許可書で評価済み(考慮不要)		
	船舶の衝突								—	許可書で評価済み(考慮不要)		
	電磁的障害								②	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要		
第8条 火災による損傷の防止	火災の発生防止								③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要		
	火災感知及び消火					ヌ-32 ヌ-33		消火設備(その6)		①	追加設工認申請が必要	
	火災の影響軽減					ヌ-32 ヌ-33		消火設備(その6)		①	追加設工認申請が必要	
第9条 溢水による損傷の防止等	溢水対策								②	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要		
									②	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要		
	管理区域外漏えい対策					ト-10 ト-15 ト-20 ト-21	○	その7		①	追加設工認申請が必要	
第10条 誤操作の防止	制御盤の配置及び操作器具、弁等の操作性に配慮した設計とする。								②	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要		
	原子炉制御設備にはインターロックを設け、運転上の誤操作及び異常の拡大を防止する設計とする。								②	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要		
	計器表示及び警報表示において原子炉施設の状態が正確かつ迅速に把握できるような設計とする。								②	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要		
	保守点検において誤りを生じにくいよう設計する。								②	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要		
	運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故においては、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保されるように設計する。								②	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要		

許可申請書での説明	後段規制との関係	設置変更許可申請 設計、説明			設工認申請 具体的な設計				保安規定		後段規制区分 ①新規要求(設工規則)で新規制基準適合性確認として設工認必要 ②新規要求(設工規則)であるが新規制基準適合性確認として設工認不要(許可、既往設工認、保安規定で対応可) ③要求(設工規則)変更はなく、既往設工認で確認	備考		
		後段で対応	設備機器	運用による対応	評価等による確認の要否	設備機器	保安規定	No.	評価	申請回			保安規定	下部規定へ
第11条	安全避難通路	原子炉施設の建家内には、標識及び誘導灯を設けた避難通路、避難口を設ける。 誘導灯は、内部に電池を内蔵又は蓄電池より給電し通常の照明用電源喪失時にその機能を失うことがないようにし、容易に避難できる設計とする。 可搬式仮設照明、懐中電灯設計基準事故時に現場作業を行う場合には、必要に応じて、蓄電池を内蔵した可搬式の仮設照明及び懐中電灯で対応する。	○	○		○	ヌ-23		その1			①		
第12条	安全施設	重要度が特に高い安全機能を有する系統は、その系統を構成する機器の単一故障に加え、原則として商用電源系が利用できない場合においても、その安全機能を損なわないよう、その構造、動作原理、果たすべき安全機能の性質等を考慮して、多重性又は多様性を有し、及び独立性を備えた設計とする。 安全施設は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において予想される温度、圧力、静的荷重あるいは動的荷重に対して十分余裕を持って耐えられ、その機能が維持できるように設計する。 本原子炉施設は、停止期間において安全施設の健全性が適切な方法により試験、検査が行えるよう設計する。 原子炉施設内部で発生が想定される飛来物及び飛来物の二次的影響(二次的飛来物、火災、溢水、化学反応、電氣的損傷、配管の破損、機器の故障等)についても考慮する。 安全施設は、原則として他の原子炉施設から独立した設計とする。										②	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
第13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対する解析及び評価を、「水冷型試験研究用原子炉施設の安全評価に関する審査指針」(平成3年7月18日原子力安全委員会決定)及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」(昭和57年1月28日原子力安全委員会決定)等に基づき実施し、要件を満足する設計とする。										②	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
第16条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質の取扱設備 核燃料物質の取扱設備は、燃料の炉心への装荷、炉心からの取り出し、使用済燃料貯蔵設備への搬送を安全に行えるよう設計する。 核燃料物質の取扱設備は、燃料の取扱中に臨界とならないような設計とする。 核燃料物質の取扱設備は、使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有する設計とする。 核燃料物質の取扱設備は、移送操作中の燃料の落下を防止する設計とする。 核燃料物質の貯蔵設備 燃料の貯蔵設備として燃料貯蔵庫、原子炉プール内貯蔵ラック及び燃料貯留プールを設ける。燃料貯蔵庫及び燃料貯留プールには、貯蔵ラックを設ける。燃料の貯蔵容量は、燃料交換時に必要となる燃料数を考慮し十分余裕を持たせた容量とする。 各貯蔵ラックは、燃料の間隔を十分にとり臨界に達するおそれがないように設計する。 燃料貯留プールは、遮蔽壁面及び底部については、コンクリートによる遮蔽を施すとともに十分な水深を持たせた設計とする。 燃料貯留プールは、水位を監視できる設計とする。 原子炉プール及び燃料貯留プールの上部には放射線エリアモニタを設け、放射線レベルが設定値を超えたときは、警報を発する設計とする。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
第18条	安全保護回路	安全保護回路の過渡時の機能 原子炉の運転中は、中性子束、燃料温度、原子炉プール水位及び電源電圧を常時監視するとともに、これらのパラメータについては、必要に応じて適切な原子炉停止回路の設定値を規定する。原子炉の運転中にこれらのパラメータが設定値を超えた場合には、安全保護回路は自動的にかつ速やかにこれを検知し、原子炉停止系統を起動させて炉心を臨界未満にする。 安全保護回路の設計基準事故時の機能 安全保護回路は、安全上重要なパラメータである中性子束、燃料温度、原子炉プール水位及び電源電圧を常時監視するとともに、これらのパラメータの異常によって事故を検知し、原子炉停止系統の動作を自動的に実行する設計とする。 安全保護回路の多重性 安全保護回路は多重性を有するチャンネル構成とし、チャンネルの単一故障を想定しても、所定の安全保護機能を失うことがないように「1 out of 2」の設計とする。 安全保護回路の独立性 安全保護回路を構成するチャンネルは、分離装置を適切に配置することにより、一方の系統の故障が他の系統の機能喪失を招くことがないよう、電氣的にも物理的にも独立性を維持するように設計する。検出器からの各ケーブル、電源ケーブルは、独立に各壁に導く。各スクラム系の回路は、盤内で独立して設ける。 安全保護回路の故障時の機能 安全保護回路は、フェイルセーフにより、駆動源の喪失に対して原子炉を停止できるように設計する。 安全保護回路への不正アクセス 安全保護回路は、電子計算機を有しておらず不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿った動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を受けるおそれはない。 安全保護回路と原子炉計装設備及び原子炉制御設備との関係 安全保護回路と原子炉計装設備及び原子炉制御設備とで検出部及び計測回路等を部分的に共用する場合は、共用機器又はチャンネルの単一故障により、安全保護回路の機能が失われない設計とする。	○	○		○	ヘ-13		その3			①	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
第19条	反応度制御系統	炉心の反応度制御系統としては、制御棒の挿入度を制御することによって反応度を制御する原子炉制御設備を設け、十分な反応度制御能力を有するよう設計する。原子炉制御設備は、実験物等による反応度変化、燃料温度の変化による反応度変化を制御できる設計とし、所要の運転状態に維持できるように設計する。 制御棒は、全引抜状態より上方へ抜け出ることがなく、かつ、スクラム状態より下方へ抜け出ることのない設計とする。制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないよう設計する。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
第22条	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性気体廃棄物廃棄設備の設計に際しては、原子炉の運転に伴い周辺環境に排出する放射性気体廃棄物による原子炉周辺の一般公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低減できる設計とし、排気はフィルタを通した後、放射性物質の濃度を監視しながら排気筒から排出する方法により濃度及び量を低減できる設計とする。 施設内の液体廃棄物の廃棄設備は、放射性廃液の漏えい及び敷地外への管理されない放出を防止できる設計とする。また、廃液タンク及びドレンタンクからの漏えいの検出のため、漏えい検知器を設ける。 本原子炉施設では放射性固体廃棄物の処理(圧縮及び焼却)は行わず、放射性廃棄物処理場へ運搬して処理又は保管廃棄を行う。	○	○		○	ト-6		その7			①③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要 照射物管理棟給排気設備については追加設工認が必要	
第23条	保管廃棄施設	本原子炉施設から生じる放射性固体廃棄物は、本原子炉施設の保管廃棄施設に保管した後、原子力科学研究所の放射性廃棄物処理場に運搬し、処理又は保管廃棄を行う。放射性廃棄物処理場に運搬するまでの限られた期間、適切な放射性廃棄物容器に詰めることにより放射性廃棄物が漏えいし難いものとともに放射性物質による汚染の拡大を防止する。ただし、固体廃棄物容器に詰めることが著しく困難なものは、専用の容器に封入する等の汚染拡大の防止の措置をする。	○	○	○	○	ト-22 ト-23 ト-24		その7	○	○	①	追加設工認申請が必要	
第24条	工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護	原子炉の通常運転時における直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線については、原子力科学研究所内の他の原子炉施設からの線量も含め人の居住の可能性のある敷地境界外において、空気カマが年間50μGy以下となるように設計及び管理する。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
第25条	放射線からの放射線業務従事者の防護	放射線防護については、放射線業務従事者が受ける被ばく線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号)」に定められた線量限度を超えないようにすることはもちろん、合理的に達成できる限り不必要な放射線被ばくを防止するよう換気及び遮蔽等を行う。 換気については、汚染の拡大を防止し、各区域の換気を行うように設計する。 遮蔽については、放射線業務従事者の作業場所への立入り頻度、立入り時間等を考慮して基準を設け、これに適合するように設計する。また、放射線業務従事者の高い区域は立入りを制限するよう隔離を行うとともに、この箇所にある機器の操作は極力自動又は遠隔操作で行う。 出入管理を行う設備、更衣室、手洗、シャワー室、ハンドフットクロスモニタ等の汚染管理及び汚染除去を行う設備を設けるとともに、放射線業務従事者等が管理区域へ立ち入る際は個人線量計を着用する。 放射線エリアモニタを設け、制御室で表示及び記録を行い、放射線レベルが設定値を超えた時は警報を発するようにする。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
第27条	原子炉格納施設	原子炉建家に設ける建家給気系及び建家排気系は、建家内を適切な負圧に維持するように設計する。ただし、本原子炉施設は、放射性物質の放出が少なく公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないため、原子炉建家の漏えい率は管理を必要としない。 放射性物質の放出を伴うような設計基準事故時には、放射性物質の放散を防止するため原子炉建家の建家排気系のフィルタを介して、排気筒より排出し放射性物質の濃度と放出量の低減化を図る設計とする。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
第28条	保安電源設備	重要安全施設の機能を確保するため、商用電源系と非常用電源系を設置する。 ディーゼル発電機及び蓄電池で構成する非常用電源設備を設ける。 外部電源を喪失した場合であっても換気設備を動作させる必要がなく、原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持することができ、燃料体の前燃熱を適切に除去することができる設計とする。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	

許可申請書での説明	後段規制との関係	設置変更許可申請 設計、説明			設工認申請 具体的な設計				保安規定		後段規制区分 ①新規要求(設工規則)で新規制基準適合性確認として設工認必要 ②新規要求(設工規則)であるが新規制基準適合性確認として設工認不要(許可、既往設工認、保安規定で対応可) ③要求(設工規則)変更はなく、既往設工認で確認	備考		
		後段で対応	設備機器	運用による対応	評価等による確認の要否	設備機器	保安規定	No.	評価	申請回			保安規定	下部規定へ
第29条	実験設備等	実験設備は、使用期間中を通じ、各構成要素が十分な強度を有し、その機能が保持されるように設計するとともに、その設備に異常が発生した場合においても、原子炉施設に損傷を与えないよう設計する。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
		実験設備は、施設及び照射試料等の損傷、状態変化及び逸脱等によって、運転中の原子炉に反応度が異常に投入されないように、照射カプセルの上部を抑え及び下部を掴むことにより照射カプセルの逸脱を防止する設計とする。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
		実験設備は、過度の放射能及び放射線の漏えいが生じないように設計する。										②	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
		実験設備は、原子炉の安全上必須の事項として照射カプセルの固定状態について、制御室で監視できるように設計する。										②	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
		実験設備は、制御室と相互に連絡ができる原子炉建家に配置する設計とする。										②	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
第30条	通信連絡設備等	設計基準事故時又は必要時に、原子炉施設内にいる全ての人に対し、制御室から指示できるように通信連絡設備を設ける。	○	○		○	ヌ-19 ヌ-20		その1	○		①		
		設計基準事故が発生した場合においても、施設内の事故現場指揮所と原子力科学研究所内の現地対策本部との間で相互に連絡ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。	○	○		○	ヌ-21		その2	○		①		
第31条	外部電源を喪失した場合の対策設備等	外部電源が喪失した場合は、原子炉は、電源を要せず自動的に停止する設計とする。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
		無停電電源装置からの給電により、原子炉の停止状態を確認するために必要なパラメータの監視が所定の時間行える設計とする。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
第32条	炉心等	本原子炉は、中性子スペクトル硬化現象、ドブラー効果などに基づく大きな負の反応度係数を有する設計とするとともに、制御棒の挿入度によって反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できるよう設計する。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
		原子炉の炉心及びそれに関連する計測制御系、安全保護回路等は通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において燃料の許容設計限界を超えないように設計する。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
		原子炉の炉心は、燃料要素、制御棒(フォロワ型燃料要素付)、炉心支持構造体等で構成し、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時においても原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に炉心の冷却機能を維持できる設計とする。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
		燃料要素は、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、燃料要素に生じる温度変化、中性子照射効果、腐食等を考慮してもその健全性が失われないように設計する。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
第33条	一次冷却系統設備	本原子炉は、冷却水の自然循環によって燃料を冷却する原子炉であり強制冷却設備を必要としない。したがって、原子炉プール等を次のように設計することによって冷却を確保する。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
		原子炉プール及び炉心支持構造体は、運転条件に対して、十分な余裕を持って耐え得るように設計する。さらに、原子炉プール内面は、アルミニウムでライニングすることにより、原子炉プール水の漏えいが生じないようにする。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
		原子炉プールは、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、適切な量の冷却材を保有できる設計とする。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
		補助冷却設備及びプール水精製系の配管には、炉心の冠水を維持できる位置にサイフォンブレイク孔を設け、また、原子炉プール下のサブパイル室を水密構造とすることにより、冷却水の喪失を防止できる設計とする。										②	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
第36条	計測制御系統施設	計測制御系統施設は、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に起こり得る運転条件の変化及び外乱に対して監視及び制御が行えるようにする。原子炉の炉心、冠水維持設備、原子炉建家及びその関連系統の健全性を確保するために必要なパラメータとして、中性子束及び燃料温度を適切な範囲に維持制御し、監視できる設計とする。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
		設計基準事故時に事故の状態を把握し対策を講じるのに必要なパラメータとして、中性子束、燃料温度及び原子炉プール水位を必要な期間測定し記録できる設計とする。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
第37条	原子炉停止系統	原子炉停止系統は、制御棒のみで構成する。制御棒は、2本の安全棒、6本の調整棒及び3本のトランジェント棒より構成され、原子炉を未臨界に移行することができる。かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し十分な余裕がある設計とする。また、負の反応度フィードバック特性が大きいトリガ燃料を使用する。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
		通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、制御棒の挿入により、原子炉を未臨界に維持できる設計とする。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
		制御棒は、最も反応度効果の大きい制御棒1本が完全引抜き位置で固着し、挿入できないときでも、十分な反応度停止余裕を有し炉心を臨界未満に維持できるように設計する。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
		急激な反応度添加は、制御棒の連続引抜き又は空気引抜きによって起こるが、制御棒の引抜き最大速度、引抜き本数、又は、引抜き量を制限することにより、過度の反応度印加とならないように設計する。また、万一の反応度事故に対しては、「安全出力系出力高」等の信号を設けて原子炉を自動的に停止し、過渡状態を早く終結させ、炉内構造物の損傷に至ることがないように設計する。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
		反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合にも、フェイルセーフ機能により制御棒が挿入され原子炉を未臨界に維持できる設計とする。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
第38条	原子炉制御室等	制御室は、原子炉及び主要な関連施設の運転状況並びに主要パラメータが監視できる設計とする。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
		制御室は、原子炉施設の安全性を確保するために必要な手動操作を要する場合には、これを行うことができる設計とする。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
		制御室外から原子炉を停止することができる安全スイッチを原子炉建家内に設ける。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
第39条	監視設備	原子炉建家内の空間線量率について、放射線エリアモニタによるモニタリングができ、空気中の放射性物質の濃度等について、室内モニタによるモニタリングができるとともにサンプリングによる測定ができる設計とする。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	
		放射性物質の放出経路において、排気筒から放出される排気中の放射性物質の濃度等について、排気ガスモニタ及び排気ガスモニタによるモニタリングができるとともにサンプリングによる測定ができる設計とする。										③	既設設備の設計で満足するため、新たな対応は不要	

凡例

- 考慮不要
- 新規制基準対応としての設工認申請が必要